別表２　特別特定建築物バリアフリー整備事業

|  |
| --- |
| 間接補助対象経費 |
| １事業区分 | ２補助対象上限額（千円） | ３補助要件 | ４補助対象経費 |
| １　車いす使用者用便房等の整備 | 新築等 | 1,300 | 別表１第１項第３欄に掲げる新築等の要件 | 別表１第１項第４欄に掲げる新築等の経費 |
| 改修等 | 3,300（5,500） | 別表１第１項第３欄に掲げる改修等の要件 | 別表１第１項第４欄に掲げる改修等の経費 |
| ２　玄関の整備 | 改修等 | 3,300（5,500） | 別表１第３項第３欄に掲げる改修等の要件 | (１)別表１第３項第４欄第１号、第３号及び第４号に掲げる経費(２)音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費（第18項に掲げる整備と重複するものを除く。） |
| ３　洋式便器の整備 | 改修等 | 第４項から第16項までに掲げる整備に係る額の合計5,550  | １箇所当たり500 | 既存の和式便器を洋式便器に取り換えること。 | 洋式便器の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| ４　小便器の整備 | 改修等 | １箇所当たり300 | 既存の小便器（受け口の高さが35センチメートルを超えるものに限る。）を低リップ型の小便器に取り換えること。 | 低リップ型の小便器の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| ５　自動水栓器具の整備 | 改修等 | １箇所当たり200 | 便所に備え付けた手洗い器の水栓（既存の水栓が自動式でないものに限る。）を自動式の水栓に取り換えること。 | (１)自動式の水栓の整備に要する経費(２)洗面器の整備（前号に伴い必要な場合に限り、その他必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| ６　車いす使用者用簡易便房のブースの整備 | 改修等 | １箇所当たり800 | 利用居室から車いす使用者用簡易便房までの経路に段差を設けないこと。 | 車いす使用者用簡易便房に係るトイレブースの整備（当該整備に伴い必要となる工事を除く。）に要する経費 |
| ７　便所の出入口の整備 | 改修等 | １箇所当たり1,800 | 便所の出入口をバリアフリー基準に適合させること。 | (１)自動ドア又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費(２)出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| ８　便所の手すりの整備 | 改修等 | １箇所当たり55 | 便房に手すりを整備すること。 | 手すりの整備に要する経費 |
| ９　ベビーチェアの整備 | 改修等 | １箇所当たり100 | 便房にベビーチェアを整備すること。 | ベビーチェアの整備に要する経費 |
| 10　乳児用おむつ交換台の整備 | 改修等 | １箇所当たり200 | 乳児用おむつ交換台を整備すること。 | 乳児用おむつ交換台の整備に要する経費 |
| 11　手すりの整備 | 改修等 | １メートル当たり15 | 移動等円滑化経路を構成する敷地及び建築物の通路に手すりを整備すること。 | 手すりの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| 12　廊下の整備 | 改修等 | １メートル当たり100 | 移動等円滑化経路を構成する廊下の幅をバリアフリー基準に適合させること。 | 廊下幅の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| 13　利用居室の出入口の整備 | 改修等 | １箇所当たり1,800 | 利用居室の出入口をバリアフリー基準に適合させること。 | (１)引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費(２)出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 |
| 14　誘導用床材及び注意喚起用床材の整備 | 改修等 | １平方メートル当たり25 | 移動等円滑化経路及び視覚障がい者移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること | 誘導用床材及び注意喚起用床材の整備に要する経費 |
| 15　利用居室の段差解消用の整備 | 改修等 | １箇所当たり200 | 利用居室内の段差を解消すること。 | 段差解消用のスロープの整備に要する経費 |
| 16　ホテル又は旅館の客室（政令第15条第1項に規定する客室。以下単に客室という。）の整備 | 改修等 | 5,500 | ホテル・旅館に客室を整備するとともに、道等又は車いす使用者用駐車施設から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること。 | (１)客室の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費(２)玄関から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費(３)高齢者、障がい者等の利用等に資する整備（建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。）　 |
| 17　別表１第２項及び第４項から第７項に定める新築等又は改修等の事業 |  | 別表１第２欄各項に掲げる額 | 別表１第３欄各項に掲げる要件 | 別表１第４欄各項に掲げる経費 |
| 18　建築主の提案によるバリアフリーの整備 | 改修等 | 500 | 別表１第８項第３欄に掲げる改修等の要件 | (１)移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第１項から第17項の整備に伴うものに限る。）に要する経費(２)別表１第８項第４欄に掲げる経費 |

※　（　）内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。